

現 状

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県・区市町村に、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保についての施策を講ずることを求めている。
- 法が求める「共生社会」の実現のため、区市町村には、本人の想いを中心に、地域の関係機関や地元企業が協力しながら、誰もが地域の一員として自分の役割を持って暮らしつづけられるまちづくりが求められる。

地域の様々な関係者が連携して認知症の人の社会参加を推進

事業内容

1 認知症の人の社会参加の機会の創出（区市町村への補助）

- ① 地域の関係機関や民間企業など多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症の人の社会参加の機会を創出する取組の実施【必須】
- ② 認知症の人の社会参加推進に係るイベント開催等の普及啓発の実施【加算】
- ③ 認知症の人の社会参加推進に係る先駆的な事例や情報の提供を実施【加算】

【実施期間】 令和6年度から令和7年度 （令和7年度までを先行実施期間とし、令和8年度以降本格実施）

【補助基準額】 ①を実施した場合 5百万円

①②又は①③を実施した場合 6百万円

①②③を実施した場合 7百万円

【補助率】 10/10

2 検討会の設置（都が直接実施）

本格実施に向けて、事業スキーム等を協議する検討会を設置

事業イメージ



・町田市（NPO等と協働でワークショップ開催）
認知症の人が従事する仕事内容のアイデア出しの様子

※出典「平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 若年性認知症を含む認知症の人の能力を効果的に活かす方法等に関する調査研究事業」